省　令

○国土交通省令第十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項及び第十三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月一日

国土交通大臣　前田　武志

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令等の一部を改正する省令

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令の一部改正）

第一条　移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項に規定する都市公園移動等円滑化基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準（国の設置に係る都市公園にあっては同項に規定する都市公園移動等円滑化基準）を定めるものとする。

（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条　移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項に規定する道路移動等円滑化基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号の一般国道にあっては法第十条第一項に規定する道路移動等円滑化基準）を定めるものとする。

第二条中「道路構造令」の下に「（昭和四十五年政令第三百二十号）」を加える。

（移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令の一部改正）

第三条　移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十七号）の一部を次のように改正する。

「第十条第四項」を「（以下「法」という。）第十条第五項」に改め、第一号中「第四条の規定」の下に「に規定する有効幅員及び同令附則第三項の規定を参酌して法第十条第一項の条例で定める有効幅員（道路法第三条第二号の一般国道（以下「国道」という。）にあっては同令第四条の規定」を加え、「有効幅員」を「有効幅員）」に改め、第二号中「規定」の下に「を参酌して条例で定めるところ」を、「場合」の下に「（国道にあっては同項の規定により当該道路の部分を設けた道路の区間に設ける場合）」を加える。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

告　示

○消費者庁告示第二号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項の規定に基づき、別表に掲げる者を適格消費者団体として認定をしたので、同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月一日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定をした日
特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク	大分市青崎一丁目9番35号	大分市青崎一丁目9番35号	平成二十四年二月二十八日

○政治資金適正化委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年三月一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四一一二	二四、二、一七	玉井　宏幸
四一一三	二四、二、一七	首藤　恒之
四一一四	二四、二、一七	藤定　彰
四一一五	二四、二、一七	大星　將博
四一一六	二四、二、一七	山本　俊
四一一七	二四、二、一七	井川　**隆雄**
四一一八	二四、二、一七	目**﨑**　克行
四一一九	二四、二、一七	大村　逸三
四一二〇	二四、二、一七	岡村憲一郎

○外務省告示第四十八号

オマーン国政府は、昭和三十六年十月五日にハーグで作成された「外国公文書の認証を不要とする条約」の加入書を平成二十三年五月十二日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年一月三十日にオマーン国について効力を生じた。

（平成二十三年十二月十三日付け在京オランダ王国大使館口上書）

平成二十四年三月一日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第四十九号

コロンビア共和国政府は、平成六年十月二十七日にジュネーブで作成された「商標法条約」の加入書を平成二十四年一月十三日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年四月十三日にコロンビア共和国について効力を生ずる。

（平成二十四年一月十三日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年三月一日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第五十号

モンテネグロ政府は、昭和四十年十一月十五日にハーグで作成された「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」の加入書を平成二十四年一月十六日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年九月一日にモンテネグロについて効力を生ずる。

（平成二十四年一月二十七日付け在京オランダ大使館口上書）

平成二十四年三月一日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第六十八号

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の規定に基づき、組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準（平成十二年厚生省告示第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項及び第九項を削る。

第三条中「、別表二の基準を満たす施設、設備及び装置において、別表三の運営上の遵守事項を遵守し、かつ、別表四の基準を満たす職員及び組織を有して行わなければならない。」を「、別表の基準に適合したものでなければならない。」に改める。

第四条第二項中「別表二、別表三及び別表四」を「別表」に改める。

第六条の見出し中「変更の」を「変更及び製造廃止の」に改め、同条中「施設、設備又は装置の軽微な変更を行うときは」を「次の各号に掲げる行為を行う場合には」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第四条第一項に規定する確認を受けた事項の変更を行うとき。

二　当該製造所における製造を廃止するとき。

第七条中「次の各号のいずれかに該当するときは」を「第四条第一項に規定する確認を受けた者が、次の各号に掲げる行為を行った場合には」に改め、同条各号を次のように改める。

一　第四条第一項に規定する確認を受けた事項の変更（軽微な変更を除く。）を行ったとき。

二　当該製造所における製造を廃止したとき。